

第1号議案

2020年度会費の納入の猶予に係る申請に対する回答等について (案)

本機関は、第241回理事会（2020年4月28日開催）において、定款第64条の規定に基づき、2020年度会費の納入の猶予に関する手続（以下「会費納入猶予手続」という。）を定め、2020年度会費の納入に適用することを議決し、公表した。

今般、本機関は、別紙1に掲げる会員より、会費納入猶予手続に従い、別紙1に掲げる申請理由を記載した申請書（申請書の写しは別紙2のとおり）による2020年度会費の納入の猶予（以下「会費納入猶予」という。）に係る申請を受理した。

当該申請について、会費納入猶予手続に従い確認した結果、当該申請理由はやむを得ない理由に該当しないことから、会費の納入を猶予せず、別紙3により当該申請に対する回答を行う。

併せて、別紙4により、やむを得ない理由により会費納入猶予を希望し当該猶予に係る申請をした電気事業者である会員の名称、当該申請の内容及び当該申請に対する回答の内容を経済産業大臣に報告する。

<参考：会費納入猶予手続>

- ① 会費の納入の猶予対象：やむを得ない理由により会費の納入の猶予を希望する会員であると本機関が認める者
- ② 会費の納入の猶予期間：2021年3月31日まで
- ③ 申請期限：納入期限と同じ
- ④ 申請書：第241回理事会において議決した所定の様式による
- ⑤ 申請書の提出方法：電子メール又は郵送（※1、2）

※1 電子メールによる申請書の提出先

提出先（電子メールアドレス）：somu-g@occto.or.jp

電子メールの件名：

2020年度会費の納入の猶予に係る申請（会員の名称）

例）2020年度会費の納入の猶予に係る申請（〇〇株式会社）

※2 郵送による申請書の提出先

提出先（郵送先）：〒135-0061

東京都江東区豊洲6-2-15

電力広域的運営推進機関総務部総務グループ

<参照条文>

○定款（抄）

（会費）

第54条 会員は、毎年度、会費の請求の通知を受けてから1か月以内に、会費を納入しなければならない。

2 会費の額は、会員ごとに平等とし、総会の開催及び会員への事務連絡に係る費用並びに会員数等を基礎として、理事会の議決により定める。

3 本機関は、既納の会費は返還しない。

（規程等）

第64条 この定款及び業務規程において定めるもののほか、本機関の運営に関し必要な規程等は、理事会の議決を経て別に定める。

【添付資料】

別紙1：2020年度会費の納入の猶予に係る申請をした会員一覧

別紙2：申請書の写し

別紙3：2020年度会費の納入の猶予に係る申請に対する回答書

別紙4：経済産業大臣名宛て理事長名文書（定款第54条に定める会費の納入の猶予について）

※別紙1から別紙4までについては、業務規程第5条第2項第3号に掲げるもの（本機関の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの）及び情報管理規程第4条に規定する秘密情報（外部秘）に該当するため、非公表とする。

以 上